

事故発生防止のための指針

株式会社 愛ネット

1. 基本方針

当法人は、利用者に対し安全で質の高いサービスを提供するため、事故発生の防止および再発防止に組織的に取り組みます。

また、事故が発生した場合には速やかに適切な対応を行うとともに、原因分析および再発防止策を講じ、サービスの質の向上に努めます。

本指針は、法人が運営するすべてのサービスに適用します。

2. 対象サービス

本指針の対象は、次のサービスとします。

- 訪問介護
 - 通所介護
 - 居宅介護支援
 - 障害福祉サービス
 - その他法人が運営する関連事業
-

3. 事故発生防止の体制

事故防止に関する検討は、法人管理者会議を中心に実施します。

管理者会議は定期的を開催し、必要に応じて臨時開催します。

管理者会議では、

- 事故・ヒヤリハットの共有
- 事故原因の分析
- 再発防止策の検討
- 各事業所への周知徹底

を行い、法人全体での事故防止および再発防止に努めます。

4. 事故防止に関する職員研修

- ① 定期研修(年1回)
 - ② 新任職員研修
 - ③ 必要に応じた追加研修
 - ④ 研修記録(資料・出席者)の作成および保管
-

5. 事故・ヒヤリハット報告および再発防止

事故等の報告は懲罰を目的とするものではなく、再発防止およびサービス向上を目的とします。

- ① 報告手順の確立
 - ② 事故・ヒヤリハット報告書様式の整備および運用
 - ③ 事故要因の分析
 - ④ 改善策の周知
 - ⑤ 防止策の評価および見直し
-

6. 事故発生時の対応

- ① 利用者の安全確保
 - ② 状況把握および速やかな報告
 - ③ 家族・ケアマネジャー等への連絡
 - ④ 行政への報告(必要時)
 - ⑤ 損害賠償対応
-

7. 苦情解決との連携

事故対応に関する苦情については、法人苦情対応体制に基づき適切に対応します。

8. 指針の閲覧

本指針は各事業所に掲示するとともに、求めに応じて閲覧できるようにします。

附則 本指針は令和4年4月1日より施行する。

令和5年4月1日 一部改正

令和6年4月1日 一部改正

令和7年4月1日 一部改正